

イタイイタイ病ガイダンス映像の貸出等に関する規程

平成 28 年 9 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立イタイイタイ病資料館（以下「資料館」という。）が所蔵するイタイイタイ病ガイダンス映像（以下「視聴覚資料」という。）の貸出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認)

第 2 条 教育目的又は文化的目的のために、次表に掲げる視聴覚資料を利用しようとする者は、あらかじめ、館長の承認を受けてこれを利用することができる。

区 分	項 目
視聴覚資料	著作権法（昭和45年法律第48号）上利用が可能な映像資料 ・イタイイタイ病に学ぶ～よみがえった美しい水と大地～（子ども向け）（日本語版） ・イタイイタイ病に学ぶ～よみがえった美しい水と大地～（一般向け）（日本語版） ・イタイイタイ病に学ぶ～よみがえった美しい水と大地～（一般向け）（英語版） ・イタイイタイ病に学ぶ～よみがえった美しい水と大地～（一般向け）（中国語版） ・イタイイタイ病に学ぶ～よみがえった美しい水と大地～（一般向け）（韓国語版） ・イタイイタイ病に学ぶ～よみがえった美しい水と大地～（一般向け）（ロシア語版）

2 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 営利を目的としていると認められるとき。
- (2) 特定の政治団体又は宗教団体の宣伝に使用されると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、館長が教育的又は文化的見地から利用が不適当と認めるとき。

(利用の手続き)

第 3 条 前条第 1 項の承認を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、視聴覚資料利用申請書（別記様式第 1 号）を館長に提出しなければならない。

2 視聴覚資料利用申請書の提出は、利用しようとする日の 90 日前から利用日の 7 日前までとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(貸出数量、期間等)

第 4 条 視聴覚資料の貸出し点数は 1 点とし、貸出し期間は 14 日以内とする。

ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用の報告)

第 5 条 利用者は、当該資料を返却する際に、視聴覚資料利用報告書（別記様式第 2 号）を館長に提出しなければならない。

2 利用者は、利用した視聴覚資料が破損した場合には、原状のまま返却することとし、視聴覚資料利用報告書に破損の状況を記入して報告しなければならない。

(弁償)

第 6 条 館長は、利用者が故意又は過失により、その利用した視聴覚資料に損害を与えたときは、当該利用者に原形に復する実費を弁償させることができる。

(遵守事項)

第 7 条 利用者は、視聴覚資料の利用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に転貸しないこと。
 - (2) 視聴覚資料の複製を行わないこと。
 - (3) 第2条第1項で承認された目的以外に使用しないこと。
- (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

(施行期日)

附 則

この規程は、平成28年9月12日から施行する。